

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	入札説明書	16	第3	4	(8)			入札説明書等に関する意見交換について	質問	意見交換において、自社の要求水準理解や提案方針を具体的に示したうえで、要求水準未達の懸念がないかを確認できるのか。 また、構成案・施工案・維持管理案・セキュリティ対策案などの説明資料を提示できるのか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	19	第3	5	(7)			予定価格について	意見	確認に使用する積算基準「機械・電気設備工事等積算基準（2026年4月）（大阪市水道局）」を公開していただきたい。	公開いたしましたので、ご確認ください。
4	入札説明書	26	第3	7	(8)	オ		提案内容の矛盾	質問	「技術提案書における文言等による記載内容と、指示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合は、市の解釈によるものとする。」とありますが、技術対話での解消を図ることを前提としますが、契約後においても貴市と受注者との間で確認や協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書							—	質問	令和8年3月に公表された実施方針（案）に関する「質問・意見及び回答」については、今回においても、引き続き踏襲されるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業落札者決定基準、提案書作成要領：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	落札者 決定基準	10	第6	2	（4）			「維持管理期間中の改造対応」の評価基準について	質問	落札者決定基準 表4「維持管理期間中の改造対応」の評価基準における「提案値の平均との差」について、ここでいう平均値は、基礎審査に適合した全入札参加者の提案値を対象として算出する理解でよろしいでしょうか。 また、技術提案書又は要求水準確認において失格となった入札参加者の提案値は、平均値の算定対象から除外される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	落札者 決定基準	10	第6	2	（4）			「維持管理期間中の改造対応」の評価基準について	質問	表4「維持管理期間中の改造対応」における「提案値」について、分類1から分類4までの各分類項目ごとに算出した費用を合算した総額を提案値として評価する理解でよろしいでしょうか。 それとも、分類項目ごとに平均値との差を算出し、それぞれの評価点を合算する評価となるのでしょうか。	具体的な評価方法についてはお答えしかねますが、ライフサイクルコストの抑制が図れる提案をお願いします。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	モニタリング基本計画	3	第1	2	(2)	ア	(イ)	記載内容	質問	「セルフモニタリング結果の公表に関する方針、内容、頻度、方法等」とありますが、公表とは市ホームページへの記載する内容という理解でよろしいでしょうか。	事業者ホームページを想定しています。
2	モニタリング基本計画	6	第2	2	(2)			市のモニタリング体制について	質問	モニリング統括担当及び業務モニタリング担当は監督員とは別に設置されるのでしょうか。	業務モニタリング担当は、設計・施工・維持管理における監督職員（補助者含む）を予定していますが、モニタリング統括担当は担当部局が行う予定です。
3	モニタリング基本計画	11	第3	1	(2)	イ		表2について	質問	様式指定のものは共通仕様書の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については協議により決定します。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

(※) 入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、基本協定書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業基本協定書（案）

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	条・別紙	項	号	細節					
1	基本協定書（案）										
2	基本協定書（案）										
3	基本協定書（案）										
4	基本協定書（案）										
5	基本協定書（案）										
6	基本協定書（案）										
7	基本協定書（案）										
8	基本協定書（案）										
9	基本協定書（案）										
10	基本協定書（案）										
11	基本協定書（案）										
12	基本協定書（案）										
13	基本協定書（案）										
14	基本協定書（案）										
15	基本協定書（案）										

「基本協定書（案）」に関する質問はありませんでした。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和8年7月9日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
1	事業契約書（案）	2	第1編			第7条	1		責任の負担について	質問	「受注者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。」とありますが、受注者の帰責事由によらないもの、不可抗力によって発生したものによる責任は対象外との理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、内容に応じて協議の上責任分担等を行うと認識しています。
2	事業契約書（案）	2	第1編			第8条			債務不履行等について	質問	損害を賠償する範囲を明確にするために「ただし、その債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」を追記頂くことは可能でしょうか。	帰責事由に関する内容については、第2編以降の該当する条文に具体的に記載していることから、原案のとおりとします。
3	事業契約書（案）	4	第1編			第15条			第39条第10項について	質問	契約終了後において、受注者が支給材料又は貸与品等を所持することはないかと存じます。想定される物があればご教示願います。	現時点で想定しているものではありませんが、契約終了後に判明した場合等を想定して存続条項としています。
4	事業契約書（案）	4	第1編			第15条			第53条について	質問	契約終了後において、本事業に影響が発生した場合が対象になるという理解で構いませんか。	第53条は本契約において該当する事象が発生した場合が対象となります。
5	事業契約書（案）	4	第1編			第15条			第53条について	質問	対象の業務対価とは、発生時点において引渡しの完了していない部分を指すという理解で構いませんか。	第53条は「不当な取引制限等に係る損害賠償の予定」であり、契約金額における業務対価となります。
6	事業契約書（案）	4	第1編			第15条			第123条第5項について	質問	契約終了後において、受注者が支給材料又は貸与品等を所持することはないかと存じます。何か想定される物があればご教示願います。	No.3の回答をご参照ください。
7	事業契約書（案）	4	第1編			第15条			第150条について	質問	契約期間内に発生した賠償金が対象という理解で構いませんか。	第15条は存続条項となり「本契約の終了後もなお効果を有する。」条項となることから、原則的には第150条が適用される賠償金は、契約期間内に限定したものではありません。
8	事業契約書（案）	5	第2編	第1章		第17条	6		知り得た秘密について	質問	「知り得た秘密」と記載がありますが、管理可能な範囲を明確化する観点から、「現に知った秘密」へ修正頂くことは可能でしょうか。	原則、業務委託共通仕様書及び水道施設工事共通仕様書に依拠するため、原案のとおりとします。
9	事業契約書（案）	9	第2編	第1章		第32条	5		再委託先及び下請負人（第二次以下を含む。）の行為全般について	質問	「その再委託先及び下請負人（第二次以下を含む。）の行為全般についても同様とする。」と記載がありますが、本契約の履行に関する行為であって、受注者が適切な管理監督義務を果たしていない場合に責任を負うと理解でよいでしょうか。	受注者は本契約上の義務を履行する責任を負い、管理監督を果たしていることをもって履行責任が免責されるものではありませんので、本契約における再委託先や下請負人の行為全般について責任があるとお考えください。
10	事業契約書（案）	9	第2編	第1章		第32条	5		第三者の受任又は請負に基づく行為全般についての責任について	質問	適切な管理監督責任は受注者として負うことはやむを得ない前提ですが、少なくとも合理的な管理監督義務を前提とした責任とすることを明確にするため「当該第三者の行為について、本契約の履行に関連しないものである場合、受注者は責任を負わず、また、関連する場合においても受注者が合理的に要求される管理監督義務を尽くした場合には責任を負わないものとする。」を追記頂くことは可能でしょうか。	No.9の回答をご参照ください。そのため、原案のとおりとします。
11	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	1		著作権の譲渡等について	質問	「当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるもの」とありますが、本事業期間中に新たに著作権を取得するものが発生し、その主たる技術が受注者による場合、同様の解釈にて著作権は受注者に帰属するという理解で構いませんか。	原則、成果物が著作物であるときに受注者に留保される著作権は「当該著作物のうち受注者が従前より保有するもの」に限りますが、内容に応じて協議対応可能と認識しています。
12	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	1		著作権の譲渡等について	質問	「受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする」とありますが、「受注者が承諾したときに限り」としていただけないでしょうか。また、変更不可の場合、契約締結前に詳細を協議することが可能という理解で構いませんか。	原則、業務委託共通仕様書及び水道施設工事共通仕様書に依拠するため、原案のとおりとします。なお、内容に応じて協議対応可能と認識しています。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和8年7月9日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
13	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	2		著作権の譲渡等について	質問	「当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り」とありますが、著作物に該当しない場合でも、社外秘としているノウハウ等、発注者と受注者以外への公表を控えてほしい情報もあるため、承諾を必要としていただけないでしょうか。また、変更不可の場合、契約締結前に詳細を協議することが可能という理解で構いませんか。	No.12の回答をご参照ください。なお、大阪市情報公開条例により情報公開請求の対象となりうる場合（例：設計図等の委託契約等による成果物等）であっても、同条例第4条、第7条、第13条等により、公益との比較考量等とはなるものの、受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益の保護が図られているところです。
14	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	3		著作権の譲渡等について	質問	改変内容については、維持管理業務における品質維持が不可となる可能性があるため、事前協議の上実施することを原則することは可能でしょうか。	No.12の回答をご参照ください。なお、維持管理業務における品質維持に関わる改変内容については、事前協議をすることを基本とします。
15	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条			著作権の譲渡等について	質問	第35条は、「成果物が著作物に該当する場合には」等場合分けされておりますが、成果物が著作物に該当するか否かは客観的に判断されるものであり、契約当事者間において著作物該当性を判断することは困難かと存じますので、成果物については、原則として著作物であることを前提に契約上において取扱いのルールを定める必要があると存じますが、そのように修正いただくことは可能でしょうか。	成果物が著作物に該当するか否かは客観的に判断されるのはそのとおりですが、著作物に該当するためには「創作性」等の要件が必要となるため（著作権法第2条第1項第1号参照）、成果物の全てについて原則として著作物であることを前提とすることは困難です。
16	事業契約書（案）	11	第2編	第1章		第36条	3		要求水準未達違約金等	質問	受注者が発注者に対して有する業務対価の支払いに係る債権と発注者が受注者に対して有する要求水準未達違約金等の支払いに係る債権とを対当額で相殺する場合、発注者と受注者間で何らかの書面をもって確認されるのでしょうか。（第122条の3も同様）	第36条の3に関するご質問として回答します。原則として書面によることを想定しています（第11条第1項ご参照）。但し、同条第2項や、昨今の技術を用いた方法による第26条の3、第104条の2もご参照ください。（修正案：第11条第1項に準じ、原則として書面によることを想定しています。）
17	事業契約書（案）	15	第2編	第1章		第47条	1		業務対価の変更方法等について	意見	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」と記載がありますが、業務対価という契約上重要な事項の変更であるため合意での変更を要望します。	本市工事標準約款でも同様の扱いとしており、契約条件としてご理解ください。ただし、ご意見のとおり重要な事項であることは認識しているため、十分に協議を行う考えです。
18	事業契約書（案）	20	第2編	第1章		第54条の3			契約解除に伴う損害賠償金について	質問	実際の損害額が違約金の額を超過する場合には、受注者は超過額を支払う旨規定されておりますが（第54条の3、第91条第1項第1号及び第2号及び第143条第2項ただし書）、「違約金」の規定は、損害賠償の予定と解されますので、超過額を支払う旨の各規定は削除できないでしょうか。	本市工事標準約款でも同様の扱いとしており、実際の損害額が違約金を超過した場合には超過額を請求する考えのため、原案のとおりとします。契約条件としてご理解ください。（なお、民法第420条第3項は「違約金は、賠償額の予定と推定する」と定めますが、別段の合意のない場合の「推定」規定です。）
19	事業契約書（案）	20	第2編	第1章		第54条の4	1		発注者の損害賠償請求について	質問	原案は、損害賠償金額の上限金額や範囲の制限が設定されておりませんが、契約金額と比して高額な賠償金を支払うリスクを踏まえると、契約金額に当該リスク要素を反映した金額とせざるを得ません。現実的なリスクを踏まえた適正な契約金額を提示させていただく観点からも、損害賠償額の上限金額および範囲の制限（間接的損害除く等）を規定いただくことは可能でしょうか。	No.18の回答をご参照ください。
20	事業契約書（案）	22	第2編	第1章		第58条	3		解除に伴う措置について	意見	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、既履行部分の設計費用という契約上重要な事項の決定であるため合意での変更を要望します。	No.17の回答をご参照ください。
21	事業契約書（案）	23	第2編	第1章		第58条	14		解除に伴う措置について	質問	「～受注者は、速やかに設計又は施工業務を、発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、設計又は施工業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。」とありますが、受注者の帰責事由によらない解除の場合において、引き継ぎで増加費用が生じた場合は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由による場合は、市が負担します。不可抗力等の市及び事業者帰責事由でない場合は、本契約の定めや民法の規定に基づき、協議により決定します。
22	事業契約書（案）	32	第2編	第3章		第79条			賃金又は物価の変動に基づく業務対価の変更	質問	本条項で謳われている「業務対価のうち工事費の部分の金額」とは、機器費、直接工事費を含む施工業務費全体を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和8年7月9日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
23	事業契約書（案）	32	第2編	第3章		第79条			賃金又は物価の変動に基づく業務対価の変更	質問	業務対価の変更のうち、機器費に対する変動率は何の指標を用いるお考えかをご教示お願い致します。	企業物価指数（日本銀行調査統計局）の内、対象機器に該当する品目を参考とします。
24	事業契約書（案）	40	第2編	第4章		第92条	2		保険について	質問	「受注者は、前項の規定により保険契約をかける時期、期間、金額等については、発注者の定めるところに従うものとし、～」とありますが、時期、期間、金額等についての条件等がありましたらご教示願います。	原則、業務委託共通仕様書及び水道施設工事共通仕様書に基づきます。
25	事業契約書（案）	40	第2編	第4章		第95条			総合評価項目の技術提案等のとおりに業務の履行がなされなかった場合の措置	質問	違約金適用のタイミングについてご質問いたします。本条項では違約金の計算式が示されておりますが、C ₂ ：履行結果の技術評価点は、どの段階で定められるのでしょうか。（第154条も同様）	総合評価項目毎に技術提案書のとおりに履行されたか判断するため、その内容が確認できる段階です。
26	事業契約書（案）	40	第2編	第4章		第95条			総合評価項目の技術提案等のとおりに業務の履行がなされなかった場合の措置	質問	本条項で記載されている違約金の計算式ですと、C ₂ ：履行結果の技術評価点が低くなるほど違約金が低くなるように理解しますが、この計算式は正しいでしょうか。（第154条も同様）	事業契約書（案）（令和8年7月修正版）をご参照ください。
27	事業契約書（案）	40	第2編	第4章		第95条			総合評価項目の技術提案等のとおりに業務の履行がなされなかった場合の措置	意見	総合評価項目の技術提案等のとおりに業務の履行がなされなかった場合の措置について、要求水準書の履行未達と同様に「是正措置」の段階を設けるなど、いきなり違約金適用とするのではなく、段階的に適用となるよう改訂を意見いたします。（第154条も同様）	モニタリング基本計画に示すとおり、業務モニタリングにおいて提案内容に適合しているかを確認し、是正措置等の対応を想定していますが、実現可能性のある提案としてください。
28	事業契約書（案）	70	別紙2				6	(1)	施工業務の履行期限について	質問	「既設設備の更新時期までに更新設備の実運用が可能な状態とするよう施工業務の履行期限を厳守すること。」とありますが、配水管理設備については、要求水準書にて「現在、配水施設を管理している配水管理設備Ⅰ及びⅡは更新に合わせてシステムの統合を図る」とあるため、配水管理設備Ⅰ及びⅡの範囲は、受注者の技術提案によるところがあると存じます。そのため、履行期限での引き渡し範囲、および既設設備のシステム停止時期は、受注者の技術提案より、詳細（システム共通部は先行年度で引き渡し等）は協議することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、配水管理設備Ⅰの更新時期までに既設配水管理設備設備Ⅰの機能が停止できるように計画してください。
29	事業契約書（案）	70	別紙2				6	(1)	施工業務の履行期限について	質問	バックアップセンターの履行期限については、事業者の技術提案より、詳細は協議とする理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりですが、要求水準書第3.2（3）に示すとおり災害対策機能強化として構築することを目的としていますので、各事業対象設備の更新毎に段階的にバックアップセンター機能が構築されることを想定しています。
30	事業契約書（案）	75	別紙4				2		施工業務の物価変動に基づく改定について	質問	機器費の改定指標は「その他（外部委託業務費、諸経費）」と同様という理解で構いませんか。	No. 23の回答をご参照ください。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和8年7月9日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、要求水準書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	要求水準書	4	第1	3	(2)			設計業務の完成検査	質問	設計業務の完成検査について、複数設備をまとめて実施することは問題ないでしょうか。	問題ありません。ただし、事業契約書（案）別紙4に示すとおり、実施設計図書の引渡し（部分引渡しを含む。）の翌日から施工業務開始となることから、それを踏まえた全体事業計画を立案してください。
2	要求水準書	10	第3	2	(1)	ア	(イ)	既設機能について（需要予測機能）	質問	既設の需要予測機能については、移行後も現行と同等水準の予測精度を確保することが求められ、そのために必要な過去のデータも含めたデータの整備および調整作業が受注者の範疇に含まれるものと認識していますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	現行と同等以上の精度となるよう機能構築してください。そのために必要となる過去データ等については、当局より提供します。
3	要求水準書	13	第3	2	(2)	ア		施工計画	質問	「監視制御設備は、機能停止できない重要な設備であるため、施工にあたっては事前に現場調査を十分に行い、浄配水施設運用等に支障を与えないよう」と記載がありますが、切替作業時には、作業員の安全のために活線作業は対応不可のため、電源養生が必要です。電源養生の間は、影響のある設備については停止もしくは現場運転等縮退運転にて対応していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	原則ご認識のとおりですが、浄配水施設運用等への影響が最小限となるよう施工計画を立案してください。
4	要求水準書	13	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	建築物への影響について	質問	機器の設置及び配管工事等の施工の検討に必要な建築資料（耐荷重値等）は、開示いただける認識で宜しいでしょうか。	床耐荷重の検討に関する資料については、別途関連資料として配付します。
5	要求水準書	13	第3	2	(2)	ア		システム更新に係る浄配水施設運用について	質問	施工手順の検討に関しては、既設PLC等の停止に伴う設備影響も含まれており、受注者にて手順書を作成する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり既設設備の停止に伴う影響も踏まえた施工手順を検討してください。なお、手順書については、過去の手順書等を当局から提供可能なため、それを参考に本市監督職員等と十分に打合せを行った上で作成してください。
6	要求水準書	13	第3	2	(2)	ア		システム更新に係る浄配水施設運用について	質問	切替作業においては一定のリスクが内在することから、不具合発生時には既設復帰を含めた対応を事前に考慮した設計とすることがあるものと認識していますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、浄配水施設運用等に支障を与えないよう十分に施工手順を検討してください。
7	要求水準書	15	第3	2	(4)	ア	(ア)	要求水準確認計画書	質問	要求水準確認計画書の様式は任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
8	要求水準書	16	第3	2	(4)	ア	(イ)	要求水準確認報告書	質問	要求水準確認報告書の様式は任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
9	要求水準書	17	第3	3	(2)	ア		設備の切り替えに併せて必要となる既設設備の改造について	質問	「設備の切り替えに併せて必要となる既設設備の切り替えに併せて必要となる既設設備の改造については、別途工事とする」とありますが、切替過渡期の既設（更新対象システム）の仮設改造、および仮設後の健全性確認試験についても別途工事である認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、更新対象設備の改造が最小限となるような切替計画を立案ください。
10	要求水準書	18	第4	3	(3)			発注者からの依頼による監視制御設備の故障修理等の作業（24時間オンコール体制）	質問	事業者の責によらない原因による機器故障修理対応は、別途発注になるという認識でよろしいでしょうか。	技術者の派遣は本事業内ですが、機器故障の原因が事業者の責によらない場合は、契約変更を行う想定です。
11	要求水準書	18	第4	2	(3)			維持管理の期間について	質問	各設備の引渡しの時期に指定はありますでしょうか。（例：3月に限る等）	特に指定はありません。
12	要求水準書	19	第4	5	(1)			維持管理業務計画書	質問	維持管理業務計画書については、毎年度の保守点検状況経過より、部品の交換周期や点検計画を適宜見直しさせていただくことは問題ないでしょうか。	原則、技術提案書作成時点で想定できなかった状況の発生等、市が認める場合は変更可能とします。ただし、受注者帰責事由である場合、増額変更は行いません。
13	要求水準書	19	第4	5	(1)			維持管理業務計画書	質問	維持管理業務計画書の様式は任意様式でしょうか。	様式は任意となります。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、要求水準書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
14	要求水準書	19	第4	5	（2）			年間維持管理業務計画書	質問	年間維持管理業務計画書の様式は任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
15	要求水準書							—	質問	令和8年3月に公表された要求水準書（案）に関する「質問・意見及び回答」については、今回においても、引き続き踏襲されるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、作成要領：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領、様式集：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領〔様式集〕

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	作成要領										
2	作成要領										
3	作成要領										
4	作成要領										
5	作成要領										
6	作成要領					「作成要領」に関する質問はありませんでした。					
7	作成要領										
8	作成要領										
9	作成要領										
10	様式集										
11	様式集										
12	様式集										
13	様式集										
14	様式集										
15	様式集										